

【公開版】

提出年月日	令和元年 12 月 10 日	R5
日本原燃株式会社		

六ヶ所再処 理施設 における  
新規制基準 に対する 適合性

安全審査 整理資料

経理的基礎



## 2 章 補足説明資料



## 経理的基礎

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考(8月提出済みの資料については、資料番号を記載)	
資料No.	名称	提出日	Rev		
補足説明資料1-1	経理的基礎に関する説明	12/10	4	安全対策費用の確保及び再処理料金の継続性を追記	



令和元年 12 月 10 日 R4

補足説明資料 1 - 1 (經理的基礎)





## 目次

1. 再処理および廃棄物管理事業における経理的基礎について
  - (1) 再処理等を行う上での使用済燃料再処理機構と日本原燃との関係
  - (2) 再処理等に要する費用の回収
  - (3) 再処理等に要する資金の確保
  - (4) 資金の流れ
  - (5) 建設費および操業費等の回収可能性
  
2. 添付資料
  - 添付1 資金調達実績
  - 添付2 添付書類\_\_事業計画
  - 添付3 添付書類\_\_資金調達の考え方
  - 添付4 添付書類\_\_再処理事業工事資金の状況
  
3. 参考資料
  - 参考1 再処理等の事業費について（出典：使用済燃料再処理機構HP）
  - 参考2 借入額の推移

## 1. 再処理および廃棄物管理事業における経理的基礎について

### (1) 再処理等を行う上での使用済燃料再処理機構と日本原燃との関係

- 再処理等拠出金法第四十一条に基づき、拠出金の納付に伴って使用済燃料再処理機構（以下「再処理機構」という。）は、経済的責任や再処理等の計画策定等の現業以外の事務に関する責任を有する。
- 再処理機構は、再処理等拠出金法第四十二条に基づき、再処理および廃棄物管理の実施について日本原燃に委託している。
- 日本原燃は、再処理および廃棄物管理事業を原子炉等規制法に基づいて実施する責任を有している。

## <関係法令（再処理等拠出金法）> 抜粋

### 第二条（定義）

#### 4 この法律において「再処理等」とは次に掲げるものをいう。

- 一 再処理及び再処理に伴い分離された核燃料物質の加工（原子炉等規制法第二条第九項に規定する加工をいう。以下「再処理関連加工」という。）
- 二 次に掲げるものの処理、管理及び処分(特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)第二条第八項第一号に掲げる第一種特定放射性廃棄物に係る同条第二項に規定する最終処分を除く。)
- イ 再処理に伴い使用済燃料から分離有用物質を分離した後に残存する物(以下「残存物」という。)
- ロ 再処理及び再処理関連加工に伴い使用済燃料、分離有用物質又は残存物によって汚染された物

### 第十条（目的）

使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）は、発電に関する原子力の適正な利用に資するため、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等の実施の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることを目的とする。

### 第四十一条（業務）

機構は、第十条に規定する目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 使用済燃料の再処理等を行うこと。
- 二 拠出金を収納すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

### 第四十二条（業務の委託）

機構は、経済産業大臣の認可を受けて、原子炉等規制法第四十四条の四第一項に規定する再処理事業者その他政令で定める者に対し、前条第一号に掲げる業務の一部を委託することができる。

以下次頁

(2) 再処理等に要する費用の回収

- 再処理等拠出金法第四条および同施行規則第二条に基づき、再処理機構は、拠出金単価について経済産業大臣の認可を得た上で、再処理等事業に必要な費用を特定実用発電用原子炉設置者からの拠出金により確保することが定められている。
- 再処理機構は、再処理等拠出金法第四十八条に基づき、日本原燃への委託料金を含む予算や資金計画に関する経済産業大臣の認可を得た上で、安全確保に支障を来さぬよう日本原燃に支払いを行っている。

<関係法令（再処理等拠出金法）> 抜粋

第四条（拠出金）

特定実用発電用原子炉設置者は、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生ずる使用済燃料の再処理等業務に必要な費用に充てるため、各年度、一の機構に対し、拠出金を納付しなければならない。

4 機構は、拠出金単価を定め、又はこれを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

第四十三条（業務の運営）

機構は、第四十一条に規定する業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行うよう努めなければならない。

第四十八条（予算等の認可）

機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

-----  
<関係法令（再処理等拠出金法施行規則）> 抜粋

第二条（拠出金単価の設定）

法第四条第三項 に規定する経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 機構の業務に要する費用の長期的な見通しに照らして必要な金額の確保を図ることができるものであること。
- 二 特定実用発電用原子炉設置者間における拠出金に係る負担の公平を確保できるものであること。
- 三 長期的に安定した水準を維持できるものであること。

以下次頁

### (3) 再処理等に要する資金の確保

#### ①旧制度における資金の流れ

- 「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」(以下「積立金法」という。)においては、特定実用発電用原子炉設置者が個別に資金管理法人に積立てを行っていた。
- 積立金法においては、特定実用発電用原子炉設置者が再処理を実施(日本原燃に委託)しており、各特定実用発電用原子炉設置者は資金管理法人から自社に帰属する資金を取戻し、日本原燃への支払いを実施した。

#### ②再処理等拠出金法成立後の資金の流れ

- 2016年5月8日積立金制度から拠出金制度へ移行することを定めた再処理等拠出金法が公布され、10月1日の施行に伴い再処理機構が設立された。
- 特定実用発電用原子炉設置者は、同法第四条の規定により再処理機構に対し拠出金の納付が義務付けられた。
- 再処理機構は、同法第九条に基づき、納付された拠出金に対する使用済燃料の再処理等を実施する。
- 再処理機構は、同法第四十二条に基づき再処理等の業務を日本原燃に委託しており、委託契約に基づき日本原燃に対し支払いを実施する。
- これにより、特定実用発電用原子炉設置者の状況にかかわらず、再処理機構が拠出金に基づき再処理等の業務を実施する仕組みが整備されている。

#### ③資金確保について

- 再処理機構は、再処理等拠出金法第四条に基づき、特定実用発電用原子炉設置者が納付する拠出金単価を定めている。
- 同法第四条第三項の規定では、拠出金単価は、特定実用発電用原子炉設置者ごとの使用済燃料の量や、再処理機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的見通しに照らし、再処理等業務を適正かつ着実に実施するために十分なものとするよう定められている。
- また、同法第四条第六項の規定では、再処理機構の業務の実施状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、拠出金単価の変更ができるものとされている。
- これらの考え方に基づき設定された拠出金単価により、再処理機構が長期的に業務を委託するために必要な資金が適切に確保され、日本原燃に対して支払いが行われるものと考えられる。
- なお、再処理機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しには、再処理工場の建設から操業、廃止措置に至るまでの全ての費用が考慮されている。

以下次頁

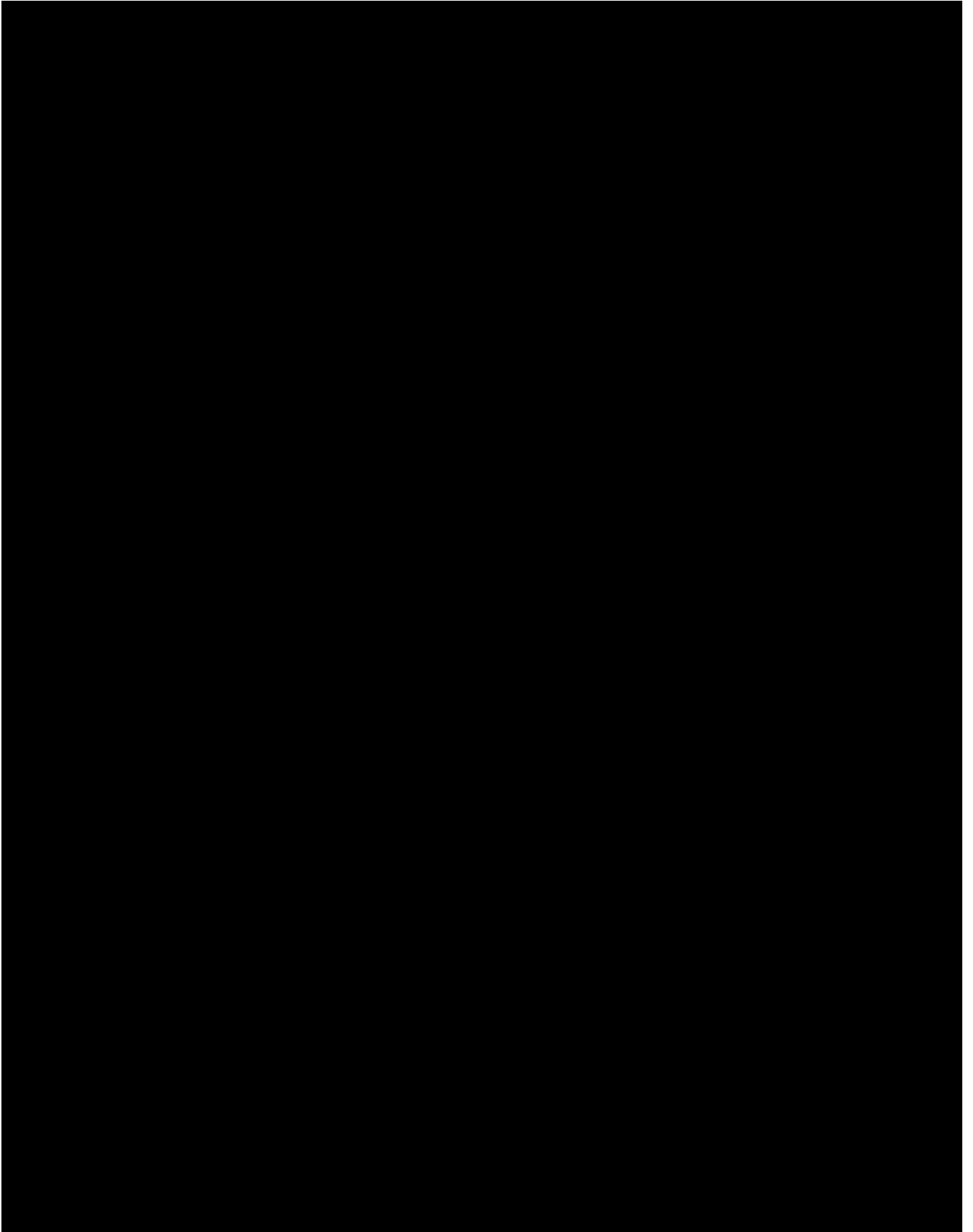
<関係法令（再処理等拠出金法）> 抜粋

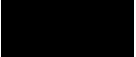
第四条

- 3 前項の拠出金単価は、特定実用発電用原子炉設置者ごとに、機構が再処理を行う使用済燃料の量及び再処理に伴い発生する核燃料物質の量並びにこれらを元に機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しに照らし、再処理等業務を適正かつ着実に実施するために十分なものとするために機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならない。
- 6 経済産業大臣は、機構の業務の実施の状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、拠出金単価の変更をすべきことを命ずることができる。

第九条（再処理等の実施）

機構は、特定実用発電用原子炉設置者が拠出金（拠出金が第七条第一項の納期限までに納付されないときは、拠出金及び延滞金。以下この条において同じ。）を納付したときは、認可実施計画に従い、当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を行わなければならない。



 : については商業機密の観点から公開できません。

(5) 建設費および操業費等の回収可能性

- 再処理機構との間では、廃止措置終了までの役務を対象として役務契約を締結している。
- 建設費 7,043 億円は、上記役務契約に反映済みであり、役務契約に基づき回収可能と考えている。
- 再処理施設のしゅん工以降の費用についても同様に役務契約に反映済みであり、廃止措置終了までの必要な資金および費用について、再処理料金として回収する見込みがある。
- 再処理料金は、日本原燃からの見積もりに基づき、再処理機構が内容精査することにより決定される。
- 再処理料金は、役務契約に基づき毎年度見直しが行われており、安全対策等の事業の実施状況や事業環境を反映し、常に最新化が行われている。
- 日本原燃は、安全対策費用や設備保全費用等の必要な費用が適切に再処理料金に反映されるよう、建設費 7,043 億円を含む全ての費用について定期的に取りまとめを実施し、経営層の判断を経て再処理機構に見積りを提出している。
- 再処理機構は、再処理等拠出金法第四十三条に基づき日本原燃からの見積もりの精査を実施することから、安全のために必要な費用は確実に確保されると考えられる。

<関係法令（再処理等拠出金法）> 抜粋

第四十三条（業務の運営）

機構は、第四十一条に規定する業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこれを行うよう努めなければならない。

以下次頁

## 資金調達実績

## 2016 年度（平成 28 年度）支出分

## ○外部借入れ

	2016 年度
政策投資銀行	
市中銀行	
生命保険	
その他	
長期借入金計	77,600 百万円

## 2016 年度（平成 28 年度）下期支出分

## ○前受金

	2016 年度下期
使用済燃料再処理機構	65,400 百万円

## 2017 年度（平成 29 年度）支出分

## ○外部借入れ

	2017 年度
政策投資銀行	
市中銀行	
生命保険	
その他	
長期借入金計	66,300 百万円

## 2017 年度（平成 29 年度）支出分

## ○前受金

	2017 年度
使用済燃料再処理機構	251,300 百万円

                    
                    
: については商業機密の観点から公開できません。



添付書類  
事業計画

( a ) 再処理事業

二. 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画

(i) 工事に要する資金の額

	金額 (億円)
変更の工事に要する資金の額	7,043

(変更の工事に要する資金の内訳)

主要な内容は以下のとおり。

- 内部溢水対策  
(配管の補強工事、緊急遮断弁設置工事、止水工事)
- 蒸発乾固、水素爆発対策等  
(凝縮器設置工事、空気緊急供給設備設置工事)
- 火災等による損傷の防止  
(火災報知器の多様化、3時間耐火工事)
- 地震による損傷の防止  
(洞道周辺の地盤改良工事、耐震補強工事)
- 自然現象(竜巻等)への対策  
(主排気筒、冷却塔等の竜巻対策工事、防火帯設置)
- 緊急時対策所の設置
- 貯水槽・保管庫の設置
- その他工事  
(水の供給設備の配備、屋外アクセスルート整備工事等)

：については商業機密の観点から公開できません。

(b) 工事に要する資金の調達計画

(単位:億円)

摘要		年度	平成		令和			合計
			～29	30	1	2	3	
工事資金								7,043
調達計画	自己資金							0
	借入金等							7,043
	使用済燃料再処理 機構前受金							
	政策投資銀行資金							
	一般借入金							
合 計								7,043
備 考		借入金等の調達は、使用済燃料再処理機構からの前受金、政策投資銀行資金並びに一般借入金による。						

- 工事資金については、再処理機構からの前受金ないし借入金（政策投資銀行資金および一般借入金）により調達することから、全て「借入金等」とした。
- 建設費 7,043 億円は再処理機構との役務契約に反映済であり、2018 年 6 月に再処理機構が公表した「再処理等の事業費について」の中の新規制基準 0.70 兆円に該当する。

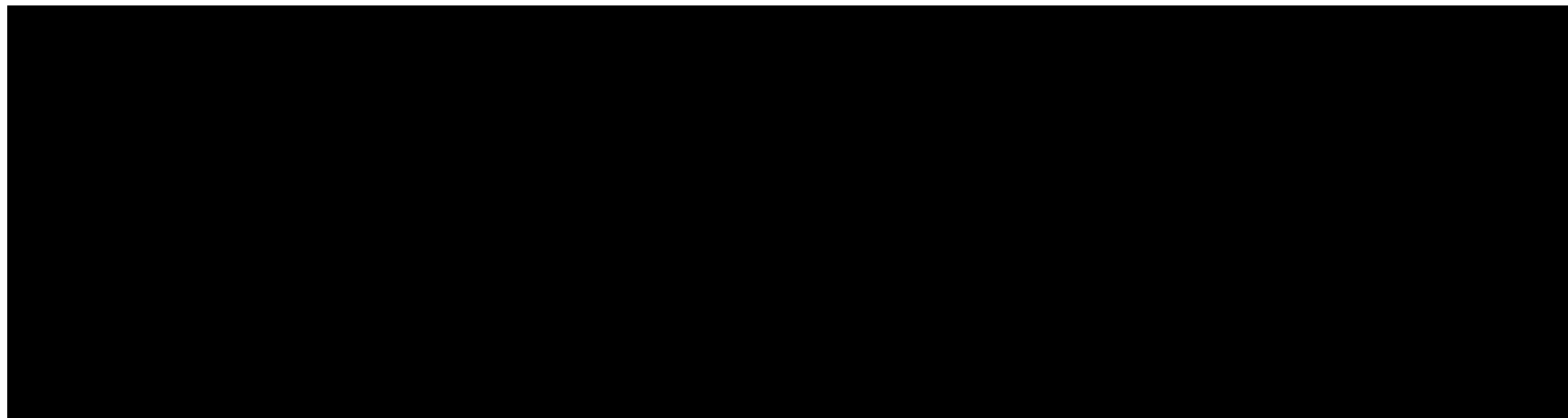
：については商業機密の観点から公開できません。

ホ. 変更に係る再処理施設による再処理の事業の開始の日以後 10 年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り

(i) 資金計画

(単位:億円)

摘要		年度																				
		令和 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13										
需 要	工事資金																					
	債務償還																					
	計																					
調 達	資本金																					
	減価償却費等																					
	借入金等																					
	計																					
繰越金の累計																						
備 考	工事資金には、改良・リプレイス工事資金を含む。																					



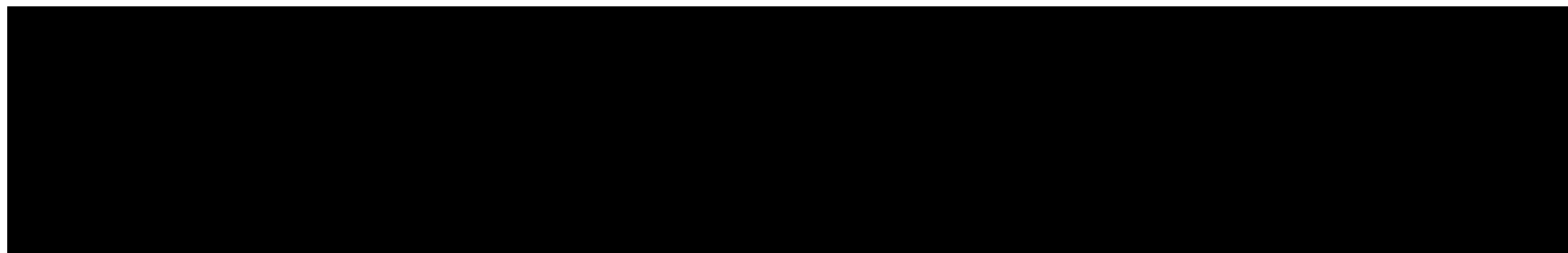
補-1-1-11

■ : については商業機密の観点から公開できません。

(ロ) 事業の収支見積り

(単位:億円)

年度		令和										
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
摘要												
収 益												
総 費 用	製造原価											
	一般管理費											
	支払利息等											
	計											
損 益												
損益の累計												
備 考												



■: については商業機密の観点から公開できません。

資金調達の方

和暦(年度) 西暦(年度)	使用済燃料再処理機構設立以前					使用済燃料再処理機構設立(※1)～しゅん工						しゅん工以降				
	平成23 ～2011	24 2012	25 2013	26 2014	27 2015	28 2016	29 2017	30 2018	令和1 2019	2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8以降 2026以降
使用済燃料再処理機 構再処理料金																
使用済燃料再処理機 構預受金																
政策投資銀行資金																
一般借入金																
備 考																

■: については商業機密の観点から公開できません。補-1-1-13

### 再処理事業工事資金の状況

○再処理事業資金調達実績の内訳

(単位：億円)

年度		平成	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合計
概要		20										
調 達 計 画	工事資金 (再処理事業全体)											
	(再掲) 新規制基準											
	自己資金											
	借入金等											
	使用済燃料再処理機 構前受金											
	借入金											
合 計												
備 考												

○全社借入金の推移

(単位：億円)

年度		平成	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合計
概要		20										
全社借入金	借入額											
	債務償還額											
	借入金残高											

※全社借入金には社債による資金調達額を含む。

■ : については商業機密の観点から公開できません。